

平成 30 年 6 月 22 日

衆議院議員 石原伸晃 殿

全国グラビア協同組合連合会

(略称：全グラ)

会長 田口 薫

担当 村田英雄 (専務理事)

〒130-0002 東京都墨田区業平 1-21-9

あさひ墨田ビル 2F

TEL 03-36234046 FAX 03-3622-1814

E-mail: zenkoku-grv@jfpi.or.jp

要望書

私どもグラビア印刷産業は、国民が安心して暮らせるよう、食品の安心・安全を担保する重要な役割を担っているという気概を持って仕事に励んでいます。一方で、食品包装材の印刷加工は、ハイリスクでローリターンな仕事となっています。このままでは、廃業、倒産という事態に追い込まれ、世界で最も安心・安全な包材とされる **Made in Japan** の食品包装材の供給が困難になり、雇用の場が失われ、地域経済にもマイナスの影響を及ぼしかねません。

つきましては、グラビア印刷産業とそこに働くものの窮状をご理解いただき、持続性のある産業へと転換を図りたく要望いたしますので、ご高配の程お願い申し上げます。

【要望項目】

- (1) 時代に即した独禁法（優越的地位の濫用・下請法）の改善
- (2) 親事業者の禁止行為を含むガイドライン内容の充実
- (3) 相談、申告の負担軽減化およびサポート
- (4) 下請中小企業振興法（振興基準）の大手企業への配布・啓蒙
- (5) 外的要因による資材価格上昇時の、消費税と同様の価格転嫁措置

【要望（1）】時代に即した独禁法（優越的地位の濫用・下請法）の改善

「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（公正取引委員会）では、「垂直的制限行為」を「事業者が、取引先事業者の販売価格、取扱商品、販売地域、取引先等の制限を行う行為」と定義し、公平な競争を阻害するおそれのある場合には独占禁止法上違法とありますが、これは、今日的に解釈しますと、食品・雑貨等のメーカーが、大手スーパー、CVS、ドラッグストア、Eコマースなどの販売事業者の公正な競争を阻害する行為と理解できますが、現実的には、両者の地位は逆転しており、大手スーパー、CVS、ドラッグストア、Eコマースなどの販売事業者が、食品・雑貨等のメーカーとの取引価格、取扱商品、取引先等に制限を加えていることは、公正取引委員会のホームページやマスメディアの報道でも明らかになっています。

法律は、過去からの合理的な積み重ねによって具体化された条文から構成されていますが、現実には起きていることを反映させるにはあまりにも時差がありすぎ、私ども中小企業の窮状を救うには時間がかかりすぎます。「独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成 29 年度下半期）」（平成 30 年 4 月 11 日、公正取引委員会）でも「大企業は下請法をよく勉強して規制をすり抜けるようになってきている。一方で、中小企業は下請法をよく理解できていないことが多いので、安易に大企業の言いなりになってしまっている」との指摘がありますが、スーパー、CVS、ドラッグストア、Eコマースなどの大手販売事業者の横暴を抑止するように格別のご配慮をお願いします。

下請法第 4 条第 1 項第 7 号では、親事業者の禁止行為として、「下請事業者が親事業者の不正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること」との報復措置を規定しています。一方で、公正取引委員会は、荷主と物流事業者の取引における優越的地位の濫用を効果的に規制するための「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法」（物流特殊指定）を指定していますが、その第 2 項では、「特定荷主が前項に掲げる行為をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること」の報復措置を禁止する文言が明確に謳われています。

下請法では報復措置は「知らせたこと」に限定されていますが、物流特殊指定では「知らせ、又は知らせようとしたこと」と、「知らせたこと」と「知らせようとしたこと」に拡大適用されています。この文言があるからこそ、物流事業者は、これから行おうとしていること、そして行ったことによって、荷主からの報復を恐れずに、不正な取引方法の実態を公正取引委員会に訴えることができるのです。しかし、これはあくまでも荷主と物流事業者の取引に限定されたものですので、同様の規定を、下請法の親事業者の禁止行為として明文化していただくことを切にお願いいたします。

また、物流特殊指定第 1 項第 8 号では、「要求拒否に対する報復措置」として、特定荷主は、減額の要求や自己の指定する物の購入の要求等を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して取引の量を減じたり、取引を停止したりしてはいけません、と明文化しています。これは公正取引委員会が作成している物流特殊指定ガイドブックにも記載されています。ですが、残念ながら、下請法にはこの明快な規定が欠落しています。私たちは、この文言がないため、発注者からの報復措置を恐れ、不正な取引実態を訴え出ることができません。

長々となつてしまいましたが、第一のお願いとしては、私たち中小規模の包装資材製造事業者にとって、現状の独禁法だけでは、まっとうに事業を営むのが極めて困難な状況にあるということをご理解いただき、一刻も早く、最低限、不公正な取引方法の実態を「知らせ、又は知らせようとしたこと」による発注者からの報復措置の禁止と、「要求拒否に対する報復措置」の禁止について、下請法に明確に規定していただけるようお願いいたします。

【要望（2）】親事業者の禁止行為を含むガイドライン内容の充実

独占禁止法の「優越的地位の濫用」、そして「下請法」に関するガイドラインは、その都度分かりやすい形に内容が充実していますが、まだまだ私ども中小企業の取引実態を反映したものとはなっておりません。ご参考までに、全グラ組合員がこれまで経験してきた不公正な取引事例を別紙にて添付させていただきますので、さらなる充実をお願いいたします。

なお、弁護士からは、親事業者による不当に高額な損害賠償請求、または、損害賠償が高額になることを告げて知的財産権の無償使用許諾を取り付ける行為などは、事実上、下請法第4条第2項大3号「不当な経済上の理系の提供要請の禁止」であるにもかかわらず、損害賠償請求と位置づけられ下請法の適用を免れているきらいがある、報復措置に関する法改正が実現するまでの間、現行の下請法においてその解釈を拡大し、ガイドラインを充実させることにより、このような事例も救済できる可能性があるとの助言を受けております。

【要望（3）】相談、申告の負担軽減化およびサポート

下請事業者が公正取引委員会、中小企業庁に相談をする場合に、意見を聞きたいだけの場合と、申告を検討し踏み込んだ相談を希望している場合があります。多くの場合は丁寧に対応していただいていると思いますが、特に後者に関しては、申告手続きにスムーズに移行できるよう、制度の改善、資料収集、提出方法に関するアドバイス、サポートをより充実させていただきたいと思っております。

本来であれば申告制ではなく、相談にたどり着かない下請事業者をも救済すべく能動的に調査に着手していただきたいところですが、下請事業者も親事業者との取引を継続したいという希望があるため、下請事業者からの申告を待つて初めて調査を開始するという申告制にせざるを得ないことは十分理解しています。

ただし、下請事業者が申告を検討し踏み込んだ相談を希望している場合に、担当官と相談者の意思疎通ができていないのではないかと、と思われるような話を耳にします。聞き及んでいる率直な感想をお伝えするなら、それらは「ただの時間の無駄だった」「独禁法の話ばかりで自分の話を聞いてくれない」というものです。

また、下請事業者は、相談の時点で、親事業者との取引で困難を抱え心身ともに疲弊しています。このような状況で、特に公正取引委員会の相談窓口でのこうした対応は、下請事業者からすれば大変残念なものと言わざるを得ません。

そこで、相談窓口で詳細に説明したにも拘わらず、申告窓口で再度同じ話をしなければならない、申告に際し、必要資料のアドバイスがもらえないなどという不都合が発生しているようでしたならば、改善を切に希望します。

相談において、申告の際の資料の集め方のアドバイスや、現時点で資料がなくても、取引を継続する中で資料を収集することも可能であることなど、アドバイスの方法が実践的であればあるほど

わかりやすいと考えます。

報復措置を恐れて申告できないという図式は、まずは報復措置の規定から改める以外に解決方法はありませんが、改正までの間、相談窓口での対応により、下請事業者の負担を軽減していただければと思います。

公正取引委員会、中小企業庁は、公正な商取引による、健全な自由競争によって国民に適正な価格での商品提供等を実現することを目指していると思います。また、アベノミクスによる経済効果が国内の隅々までいきわたるにはどうすればよいかを日々検討されていることと思います。相談窓口を情報収集の場と位置付け、何が自由競争を健全化させることの障害となっているのか、アベノミクスの経済効果が大企業で止まっている真の原因は何なのかを突き止めていただけることを願っております。

【要望（4）】下請中小企業振興法（振興基準）の大手企業への配布・啓蒙

中小企業庁は、下請中小企業法に基づき、平成28年12月に「下請中小企業の事業活動は親事業者の発注のあり方に大きな影響を受けるという実態がある。この点から、まず何よりも、親事業者と下請事業者の取引の公正と、これを通じた下請事業者の正当な利益の確保が、適切に図られなければならない。すなわち、親事業者による、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び関連諸規定の厳正な遵守が、下請事業者との円滑な関係を構築する上での大前提となる。実際には、取引上優位な地位に立つ親事業者が下請事業者に不利な取引条件を押しつける事例が散見されるが、多くの場合では、取引の減少や停止をおそれて、下請事業者は声を上げることもできないという実情にある。従って、取引条件は、親事業者と下請事業者の双方が対等な立場で十分に協議し、双方にとって合理的な内容で決定されることが基本である」という振興基準を発表しています。

同基準の本文では、当然ながら下請事業者の努力も明記されていますが、親事業者の役割として、①生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な努力をする、②原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められないことがないよう、合理性の確保に努める、③取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して協議する、④下請ガイドラインの内容を踏まえ、社内マニュアルやルールを整備することにより、自社の調達業務に浸透させるように努めるなど、大変すばらしい努力目標を提示しています。しかしながら、私たちが日頃取引させていただいている大手企業の発注担当者の多くは、この下請振興基準の存在を知りません。そこで、なお一層、親事業者の大企業に下請振興基準の普及啓蒙に努めていただくことをお願いします。

なお、弁護士からは、下請中小企業振興法の振興基準を根拠に指導することにより、親事業者と下請事業者の取引を正常化するまでに至らなくても、親事業者の協力により下請事業者が倒産などの最悪の事態を回避することが可能となる場合もある、との意見をもらっています。

たとえば、下請事業者が弁護士などに相談し具体的な解決案を策定し、親事業者に協議を申し入れたにもかかわらず、親事業者が応じない場合は、中小企業庁が形式的にでも解決案を検討し親事業者に対し協議のテーブルに着くよう指導することができます。

また、当該解決案が親事業者に頼りすぎており、指導を出すこと自体ためられるような内容で

あるならば、下請事業者にADR（裁判外紛争解決）の申立をさせ、ADR の場において解決策自体を実現可能で公平なものになるよう双方で協議する必要があります。この場合に、中小企業庁は親事業者にADR への出頭を強く指導すべきです。

中小企業庁は、現行の下請中小企業振興法に罰則規定がなく、強制力がない旨を懸念しているようですが、実状は一度も指導を発令したことがないとのことで、罰則規定がない法律による指導に親事業者が応じないかどうかは未検証といわざるを得ません。

まずは、振興基準第7「下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項」、第8、4)「取引上の問題を申し出しやすい環境の整備」などを理由に、上記のような指導を出すよう希望します。

更に、海外工場の閉鎖などにより国際問題に発展する可能性がある場合は、中小企業庁が外務省と連携をとるなどして、中小企業庁と外務省が当該ADR をモニタリングし親事業者に事の重大さを認識させるなどのアクションも必要と考えます。

【要望（5）】外的要因による資材価格上昇時の、消費税と同様の価格転嫁措置

グラビア印刷加工には、材料としての石化製品が不可欠です。しかし、世界的な原油値上がりを受け、フィルム、樹脂、インキ、接着剤、溶剤、あるいは電気代等のユーティリティコスト、物流費が上昇しています。これらは、私どもの自助努力だけではどうにもできない課題です。また、発注者にそのコストアップ分の製品価格への転嫁をお願いしても、なかなか取り扱っていただけません。そこで、このような外的要因による製造原価上昇の際には、消費税転嫁と同様、速やかな価格転嫁を図れるよう特段のご配慮をお願いいたします。

以上